

第1章 計画策定の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨

我が国では、これまでの数次にわたる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）」の改正や各種リサイクル法の制定等の対策が行われ、リサイクル率の向上や最終処分量の減少などにおいて、一定の効果がみられたものの、近年、世界的に資源制約が顕在化する中であって、消費者、事業者、行政等の協働のもとで、廃棄物を資源としてこれまで以上に活用しながら、持続可能な循環型社会への転換を一層進めることが求められています。

また、東日本大震災の発生等を契機として、環境の保全や安全・安心に関する意識が高まりをみせており、災害の頻発化・激甚化に対応した災害廃棄物処理体制の整備や、廃棄物の不法投棄や不適正処理の是正など、安心な暮らしへの対応が重要となっています。

こうした中、これまで本県では、「循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築」と「廃棄物の削減による環境への負荷の低減」を基本理念におき、廃棄物処理法及び国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号。以下「国の基本方針」という。）」に基づいて、平成 24 年 2 月に第 3 次岡山県廃棄物処理計画（平成 23～27 年度）を策定し、県内における廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理に関する施策を展開してきました。

このたび策定する「第 4 次岡山県廃棄物処理計画」では、第 3 次計画の目標や各施策等の進捗状況を可能な限り最新の情報・データ等を活用して点検を行ったうえで、廃棄物を資源として活用しながら持続可能な社会をつくる必要性や、環境保全と安全・安心に関する意識の高まりを踏まえ、計画の副題を「持続可能で安心して暮らせる循環型社会へ」として、新たな計画期間（平成 28～32 年度）における本県の廃棄物・資源循環に関する行政の基本的方向を定めるとともに、県民、市町村、処理業者など関係者すべての指針とするものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、国の基本方針に即して定めるもので、「新晴れの国おかやま生き生きプラン」、「新岡山県環境基本計画（エコビジョン 2020）」等を上位計画として策定することとします。本計画の位置づけと循環型社会形成推進のための法体系は、次のとおりです。

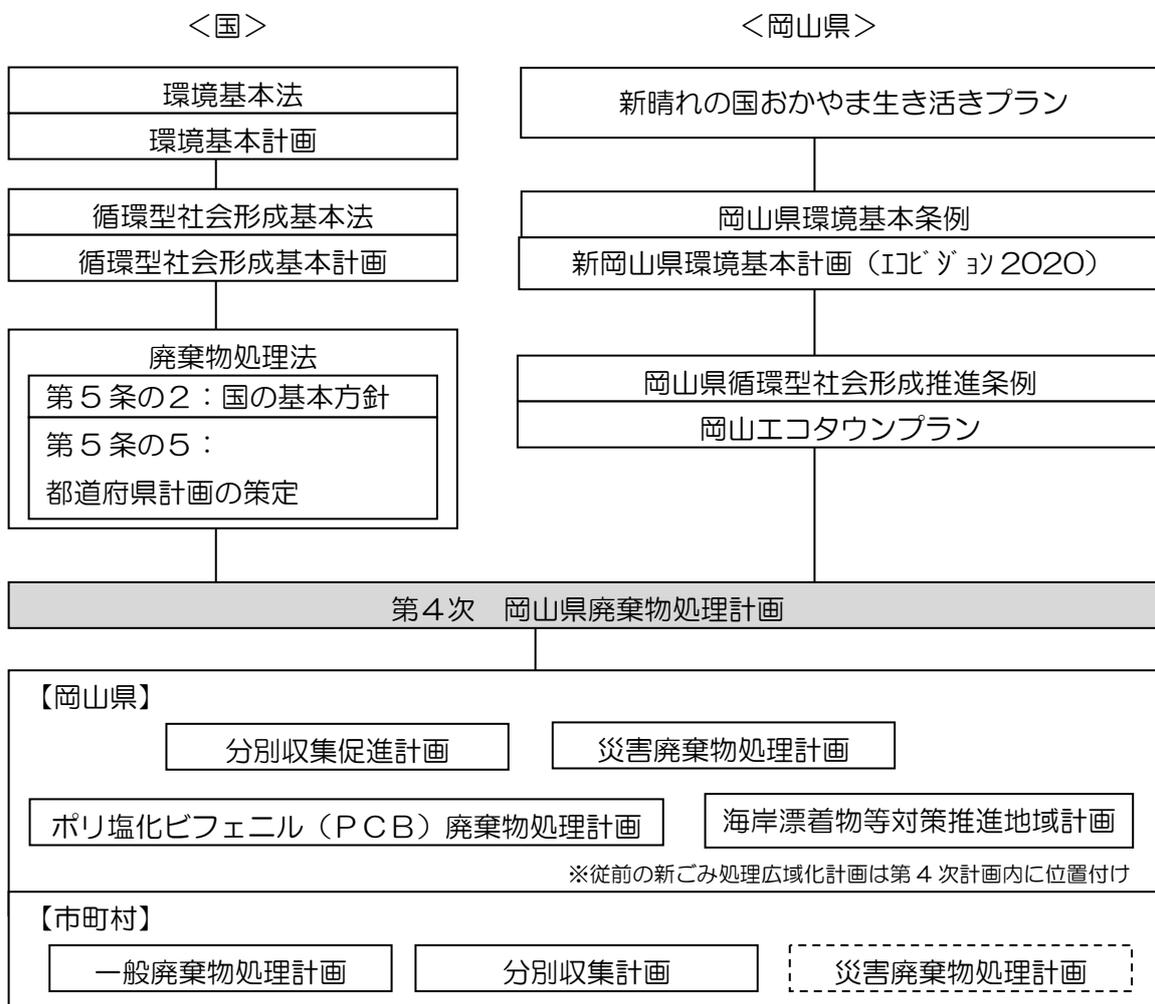
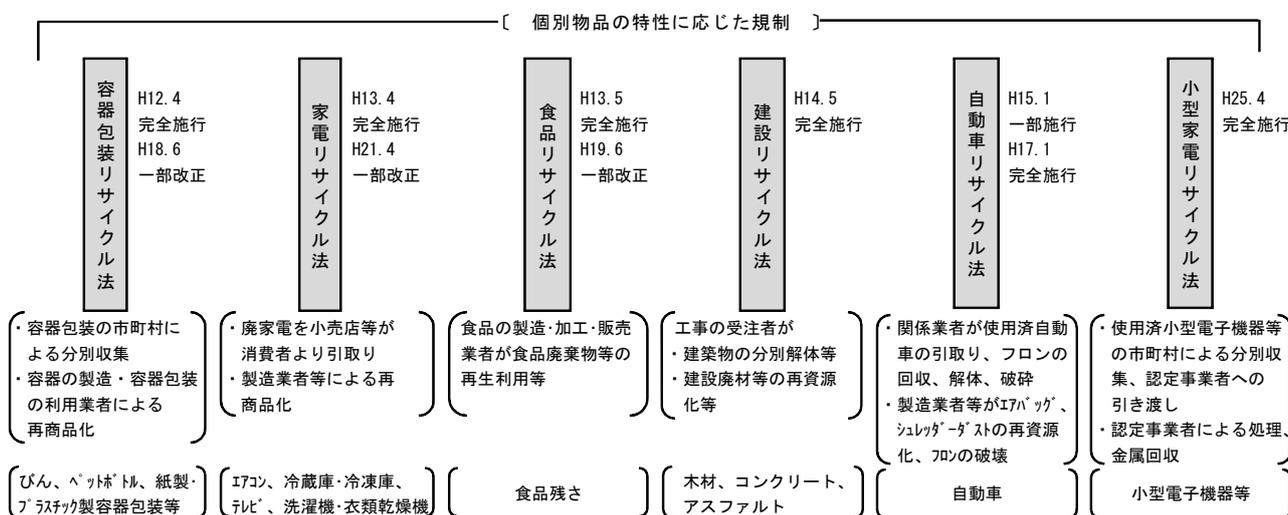
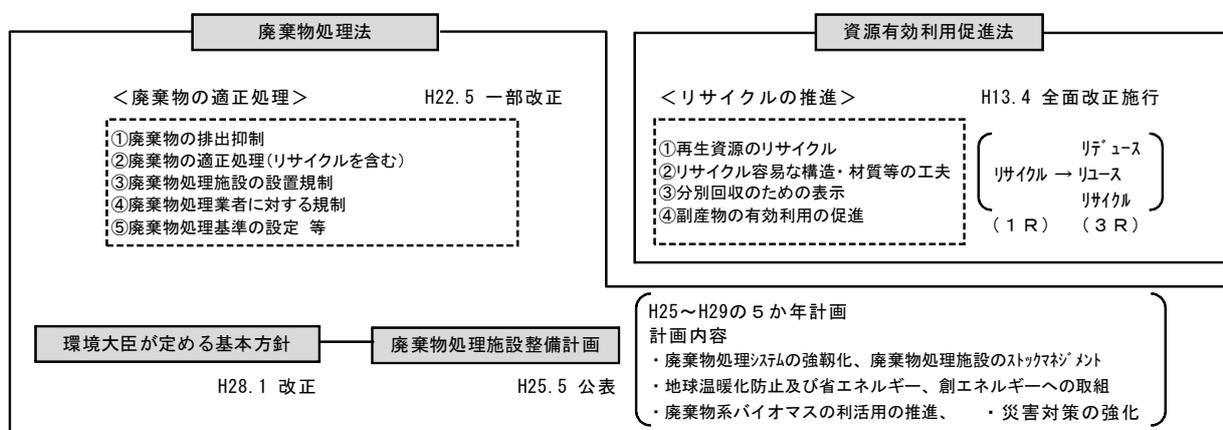
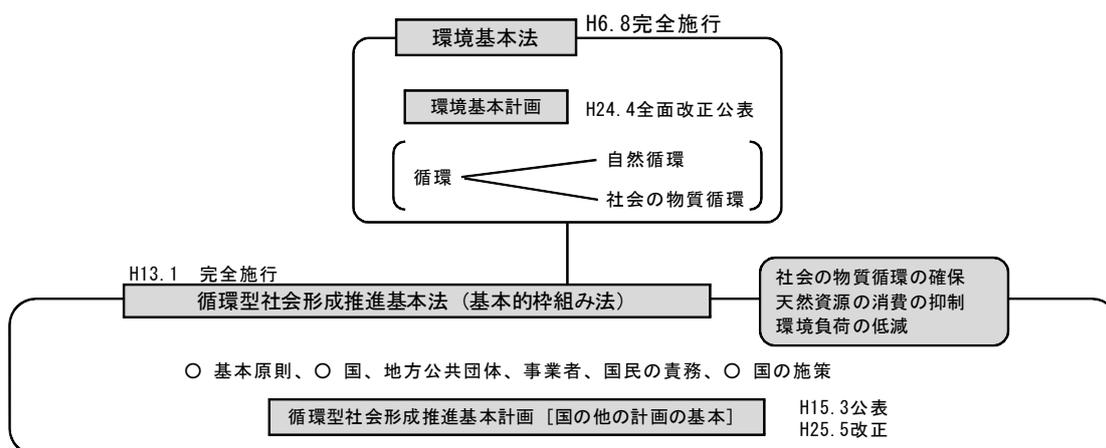


図 1-2-1 廃棄物処理計画の位置付け



出典：「資源循環ハンドブック2016 法制度と3Rの動向」（経済産業省）に一部加筆

図 1-2-2 循環型社会形成推進のための法体系

第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成 28（2016）年度を初年度とし、平成 32（2020）年度を目標年度とする5年間とします。

なお、廃棄物を取り巻く社会情勢、法改正など本計画策定の前提となっている条件に大きな変化が生じた場合は、計画期間内であっても必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。